

共 催 協 定 書

公益財団法人広島市文化財団(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、甲と乙が共同して主催する風の演劇祭〇〇〇〇(以下「本事業」という。)の開催に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力して本事業を開催するにあたり、両当事者の業務及び経費の分担について定める。

(本事業の実施要領)

第2条 甲及び乙は、本事業を次の要領で実施する。

(1) 事業名

風の演劇祭～HIROSHIMA シアターフェスティバル 2026～〇公演名

(2) 主催

公益財団法人広島市文化財団 アステールプラザ
〇〇〇〇〇〇

(3) 公演日時

令和 年 月 日() 時 分開演

(4) 会場

JMS アステールプラザ 多目的スタジオ
広島市中区加古町4-17

(5) 地域交流プログラムの実施

(業務分担及び経費負担等)

第3条 甲及び乙は、本事業の実施について下表のとおり業務及び経費負担を行う。

業務及び経費の負担	甲	乙
制作及び公演経費の負担		○
出演者、スタッフの手配及び経費の負担		○
地域交流プログラムの経費の負担(上限100,000円)	○	
会場利用料、附属設備利用料の負担	○	
公演開催状況を確認するための無料座席の提供		○
広報物(チラシ等印刷物)の作成及び経費の負担		○
広報(共通リーフレット)の作成及び経費の負担	○	
広報(チラシ配布等PR)	○	○
広報(甲の発行する広報紙によるPR等)	○	
チケット販売及び取扱に関する一切の業務		○
JMS アステールプラザでのチケット販売協力	○	
公演に伴う物品販売に関する業務		○
その他、本事業を実施するにあたり必要な業務と経費の負担		○
その他、本事業実施におけるアドバイス等	○	

2 本事業の入場料収入及び物品販売の収入は、乙に帰属するものとする。

(報告)

第4条 乙は、本事業終了後、すみやかに本事業の終了報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出すること。

(協定の解除及び変更)

第5条 甲及び乙は、一方的な理由によって本協定を解除し、または変更することはできない。

2 甲・乙いずれの責に帰することの出来ない天災その他の不可抗力により、本協定の変更の必要が生じたときは、甲・乙協議の上、処理するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲及び乙は、前条の規定に違反して相手方に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(協議事項)

第7条 本協定に関し疑義または紛争が生じたときは、甲・乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第8条 本協定に関する訴訟については、広島地方裁判所を第一審裁判所とする。

上記協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区加古町4番17号
公益財団法人広島市文化財団
理事長

乙